

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 11 件 |
| 国民年金関係                        | 9 件  |
| 厚生年金関係                        | 2 件  |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 27 件 |
| 国民年金関係                        | 11 件 |
| 厚生年金関係                        | 16 件 |

## 千葉国民年金 事案 1281

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私の国民年金については、平成9年3月ごろに母がA市役所で加入手続を行い、10年4月から11年3月までの国民年金保険料は、私が納付書により定期的にB市役所で納付をしており申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は12か月と短期間であり、申立期間前の平成9年3月から10年3月までの期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、平成14年1月以降の国民年金保険料は、ほぼ納付期限内に納付し、19年7月16日の厚生年金保険資格喪失後、1号被保険者への切替手続が適正に行われ、同年11月22日に2か月分の国民年金保険料を納付しているなど、国民年金制度への関心は高く、納付意識も高いことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

平成 19 年 8 月 20 日に A 年金相談センターで年金の納付状況を確認した結果、私の国民年金が昭和 55 年 5 月から 59 年 3 月まで未納であることが判明した。その期間は B 市役所 C 出張所にて加入手続をし、同所にて国民年金保険料を 3 か月分毎に支払っているはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 58 年 11 月ごろである。

そこで、申立期間②については、現年度保険料としての納付が可能であり、申立人は、昭和 59 年度分の保険料は前納しており、また、昭和 60 年 3 月 12 日の結婚に伴い強制加入から任意加入への切替手続を適正に行った上、同年 4 月以降も、国民年金の加入期間はすべて納付済みであり、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえるほか、申立期間②の当時に同居していた申立人の母親の保険料も納付済期間となっているので、申立人が申立期間②の保険料を納付したというのも一応うなずける。

一方、申立期間①については、社会保険庁の記録によると、上記の手帳記号番号が払い出された昭和 58 年 11 月の時点では、申立期間①のうち 56 年 9 月以前の保険料は時効で納付することができない期間である。申立人は、55 年 5 月ごろに加入手続をしたと主張しているが、上記の手帳記号番号の払出しとは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる

事情も見当たらない。

したがって、申立人は、国民年金保険料を現年度保険料として3か月ごとにB市役所C出張所へ行き納付したとも主張しているが、昭和58年11月ころの手帳記号番号の払い出しからすると、昭和57年度以前の保険料は過年度保険料となり、市役所では納付できないのである。その他、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿）は無いし、その保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案1283

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで  
私は、申立期間について、徴収員が自宅に来て国民年金保険料を集金していた記憶があるので、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間は3か月と短期間である上に、申立期間直前の保険料は現年度納付し、申立期間直後の保険料は54年9月に一括過年度納付していることが確認できることから、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの期間及び平成3年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から同年12月まで  
② 平成3年6月

申立期間①及び②について妻が自分の分と妻の分の国民年金保険料の二人分を一緒に納付していた。申立期間①及び②について保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び9か月の短期間の未納を除き、国民年金記号番号払い出し直前の昭和42年4月から60歳到達の前月である平成9年9月までの292か月分（厚生年金加入期間61か月分を除く。）の国民年金保険料をすべて納付しており、一緒に納付していたとする妻も申立期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、結婚後、重複納付期間及び未納期間が夫婦一緒であり、妻が保険料の二人分を一緒に納付していたとする主張は自然である。

さらに、申立期間については4か月と短期間である上、申立人は、厚生年金と国民年金との切替手続を適切に行っているなど、年金に対する意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月から50年2月まで  
② 昭和50年9月から55年2月まで

国民年金保険料の納付は、税金と同じように国民の義務と思い、納付通知書が送付されてくれば、銀行で必ず払い込んでいた。申立期間①については保険料が還付されていると指摘されたが、還付金は受領しておらず、納付済みとなっていないことには納得がいかない。また、申立期間②についても、銀行窓口で保険料を欠かさず納付しているので、未加入または未納とされていることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録から、当初は当該期間の国民年金保険料が納付済みとなっていたが、昭和56年に社会保険事務所で還付処理が行われ年金未加入期間となっていることが確認できる。

しかし、申立期間には、申立人の厚生年金保険の加入記録は存在せず、本来は国民年金の強制被保険者であり、還付する理由は見当たらない。

また、申立人が保管していた昭和55年8月発行の厚生年金保険の加入期間の回答書で当該期間に別人の厚生年金保険加入記録が記入されていることが確認でき、行政側の記録管理に不備が見受けられ、当時、事実と異なる資格喪失及び還付手続が行われたものと認められる。

一方、申立期間②のうち昭和50年9月については申立期間①の喪失手続による還付記録が無く、50年10月から55年2月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月から50年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで  
② 平成2年4月

私は年金保険料を納付するためにずっと働いてきたと言っても過言ではなく、保険料滞納の督促状がくると、恥ずかしい思いをした。平成15年に現在の住所へ転居した時にすべての領収書を処分してしまい、今は断片的にしか領収書は残っていないが、私の年金記録に未納及び未加入期間があることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和46年度に国民年金に加入後、厚生年金保険に加入する昭和54年12月まで保険料を納付し続け、申立期間①の直前の56年12月に厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を適切に行っている上、申立人が所持している領収書により、申立期間直後の57年4月から同年6月までを58年3月24日に現年度納付後、57年7月から同年12月までを58年5月に2回に分けて過年度納付していることが確認でき、申立人は、「保険料滞納の督促状が来ると、恥ずかしい思いをした。」と述べていることを踏まえると、申立人の納付意識は高かったと認められることから、申立期間①を未納のまま放置していたと考えるのは不自然である。

また、申立期間①については、昭和57年7月から同年12月までを過年度納付した58年5月時点で過年度納付は可能であり、納付書が送付さ

れてきて郵便局か銀行で納めたと主張していることに不自然さは認められなく、申立期間は3か月と短期である。

- 2 申立期間②については、厚生年金保険と厚生年金保険との狭間の1か月で、当時居住していたA区において厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったことをうかがわせる事情は見当たらない上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年12月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年12月まで  
② 昭和58年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料については、付加保険料も含めて主人が納付しており、主人は几帳面な性格で、生前保険料の未納等は無いと言っていた。

私たち夫婦が引っ越しするときは、いつも保険料をさかのぼって確認して、必ず納付するようにしていたので、私が最初に国民年金を受け取る時も未納期間があるとは考えておらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和49年10月当初から申立期間を除く国民年金加入期間について、付加保険料込みの国民年金保険料を納付済みであり、年金制度をよく理解し、納付意識も高かったものと認められる。

また、申立期間①及び②の前後の期間は、いずれも納付済みである上、申立人の夫は一流企業に勤務し生活は安定していたと考えられることから、申立期間①及び②が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの期間及び43年7月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から43年3月まで  
② 昭和43年7月から46年3月まで

申立期間については、町会の集金者が保険料を集めに来ている、私が夫と二人分の保険料を支払っていたが、夫の分は納付済みになっているのに私の分は未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「町会の集金者が保険料を集めに来ている、自分が夫と二人分の保険料を納めていた。」と主張しているところ、申立人の隣人から町会の集金者による集金が行われていたとの証言がある上、申立人の夫は、年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間①及び②を含めて保険料を納付し続けていて、申立人も申立期間を除いてその夫と同様保険料を納付し続けていることから、申立人が町会を通じてその夫の保険料を納めながら、申立期間に限って自分の保険料を納めなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間①及び②の期間前後において長期間保険料を納付し続けていることから納付意識は高かったと認められる上、申立期間①と申立期間②の間の3か月間（昭和43年4月から同年6月まで）のみが納付済みとなっていることは不自然である。

さらに、申立人は、その夫が他界（昭和53年6月）後も厚生年金保険に加入する前月の54年2月まで、継続して国民年金保険料を納付し続けており、年金制度をよく理解していたと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は昭和56年度途中で教職を退職した。56年度は国民年金保険料を納付しなかったが、57年度からは毎年1年分の国民年金保険料をA市B団地内にあるA市役所出張所で納付し続けた。当時、出張所の両脇にあった郵便局又はC銀行D支店のどちらかで、私は預金7万数千円を下ろし、60年度保険料として納付した。私は、息子の国民保険料も息子に代わり追納しており、私が自分の保険料納付を忘れるはずがない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の電算記録に、「納付書作成 昭61.10.8」の記載があることから、社会保険事務所から過年度納付書の送付を受けた後に再度過年度納付書の発行を受けていることが確認でき、納付書の作成時期が昭和61年10月であることを踏まえると、その時点で申立期間は未納であったことが推認できる。

しかしながら、申立人が改めて過年度納付書の発行を依頼したことは、納付意欲があって行ったことと推認され、「納付の都度、出張所の両隣りにある郵便局又はC銀行D支店のどちらかで保険料に見合う金額を引き出して出張所で納めた。」とする納付に係る記憶は具体的で、納付したとする金額も申立期間の保険料額に符合することを考え合わせると、申立期間は12か月と短期であり、納付したものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉厚生年金 事案 670

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月25日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を47年11月25日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和47年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月1日から同年6月1日まで  
② 昭和47年11月25日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和22年5月1日に入社し、61年5月31日に退職するまで、継続して勤務し厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社員名簿、雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年11月25日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社本社における昭和47年12月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主が保存していた、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金資格取得確認通知書における資格取得日が昭和47年12月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

11 月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、厚生年金保険被保険者証及び事業所から提出された社会保険管理カードを確認したところ、申立人の A 社 C 支店における資格取得年月日は、いずれも昭和 22 年 6 月 1 日と確認できることから、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 671

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和38年4月1日付けでA社C工場から同社B工場に転勤で異動したので、厚生年金被保険者期間に1か月の空白期間があるのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社B工場における昭和38年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉国民年金 事案 1290

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から63年3月まで

昭和59年9月から63年3月までの国民年金保険料は、私がA大学在学中で、B市に在住していたため、C市の実家の母親が、自分の国民年金保険料と一緒に納付しており、未加入期間とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所にも、市町村にも、申立人が国民年金に加入した記録は無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないので、申立人は、国民年金に加入していないと言わざるを得ない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を母親が自身の分と一緒に申立人の分も納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、納付していたとする母親も既に死亡しているため、申立期間当時の納付状況等を確認することができず、そのほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、国民年金加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 5 月まで

申立期間の昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの期間については、兄の国民年金保険料と一緒に父が納付し、申立期間の 59 年 4 月から 60 年 5 月までの保険料については、私が必ず納付していたので、未納、未加入とされていることには納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父が、申立人の兄の国民年金保険料と一緒に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 54 年 3 月 12 日で、その時点では、申立期間①のうち、51 年 12 月以前の保険料は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の兄は、国民年金に加入した記録はないので、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間②については、申立人が所持している国民年金手帳の記録欄には、社会保険庁の記録と同様に、申立人は、昭和 59 年 4 月 30 日に資格喪失、60 年 6 月 14 日に任意加入と記載されており、その期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人が保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（貯金通帳、確定申告書等）や周辺事情も無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

## 千葉国民年金 事案 1292

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年12月から6年8月まで

国民年金記録の未納となっている平成4年12月から6年8月までの期間は、私の父親の口座より国民年金保険料が確実に引き落とされているはずであり、当時の領収書や通帳はないが、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人が厚生年金保険を平成8年9月17日に資格喪失した後の同年10月であり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても、申立期間は未納の記録となっている。

さらに、申立人の兄の国民年金納付記録も学生が強制加入となった平成3年4月から4年12月までの期間が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年3月まで

私は、高校卒業後、父の自営業を手伝っていた。私の20歳からの国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は父が行い、几帳面な父が、母や兄の保険料を納付して、私の保険料を納めないはずは無く、結婚した時に「続けておいた方がいいよ」と言われたことを記憶している。忘れずに納付してきたが、申立期間について未納となっていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、両親及び兄の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳の申立期間の検認欄に納付済みの押印は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、昭和41年2月8日に重複加入のため取り消しされている上、社会保険庁の特殊台帳には保険料の充当及び過年度納付を行った形跡も無い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする申立人の父親は他界しており、実兄への聴取からも父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする有力な証言を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から41年4月まで

私は、短大卒業と同時に自営業の父の会社に入り、昭和41年5月の結婚まで事務員として働いた。父は、将来のことを考え国民年金に加入してくれた。両親、当時一緒に働いていた兄及び妹が国民年金に加入しているのに、事務をして働いていた私だけが加入していないはずはなく、申立期間が未加入期間として、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、短大卒業後自営業の父親の会社で働いていた時、父親が将来のために国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたと主張しているが、納付したとする申立人の父親及び一緒に働いていたとする兄は既に亡くなっているため証言が得られない上に、申立人は保険料の納付等に関与していないことから、申立期間当時の保険料納付状況等は不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和51年11月以降であることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、別の国民年金記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳を見たことがなく、父親から国民年金に加入したことを聞いていないと述べるなど申立内容に不自然さがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年6月までの期間、48年4月から同年9月までの期間及び52年6月から56年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年9月から46年6月まで  
② 昭和48年4月から同年9月まで  
③ 昭和52年6月から56年2月まで

私は、昭和52年か53年頃にA区役所で申立期間の国民年金保険料を特例納付したのに、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

第3回特例納付は昭和53年7月から55年6月まで実施され、申立人が特例納付したと主張する52年または53年と一部期間一致している。しかしながら、第3回特例納付の納付可能期間は昭和36年4月から53年3月であり、申立期間③のうち53年4月から56年2月までは特例納付できない期間である。かつ、53年の時点において、55年4月から56年2月までの保険料は前納金額が確定しておらず、一括で納付することはできない。

また、申立人は、当初、申立期間の保険料額を特別免除により月額1,000円前後と述べていたが、特例納付に保険料軽減の措置は無く、最終的に、金額は不明と述べている。

さらに、B社会保険事務所が保管する特例納付者リストにおいて、第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）により、41年度から44年度の15か月を特例納付したことは確認できるものの、申立期間①、②及び③を、第3回特例納付により特例納付した記録は確認できない上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる資料（家計簿、確定申告書等の写し）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から51年3月まで

私は、A市役所から送付された国民年金特例納付案内書に従い、昭和54年10月15日に市役所国民年金課の窓口にて特例納付による保険料59万2,000円を納付したのに未納期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を国民年金特例納付案内書に記載されているとおり、昭和54年10月15日にA市役所2階にあった国民年金課の窓口にて特例納付したと主張しているが、特例納付の保険料は市役所窓口で収納することはできない上、54年10月当時、国民年金課は市役所の1階にあったものであって申立内容とは相違している。

また、申立人は、特例納付をしたとする昭和54年10月の前年の53年3月に51年1月から52年3月までの期間の保険料を過年度納付しているが、特例納付の際、期間重複の申出をしていないのは不自然である。

さらに、申立人が昭和54年10月15日に特例納付したとする保険料は申立人の父親が負担したと主張しているところ、同年10月31日にその父親の貯金から53万円が引き出されていることは確認できるものの、引き出し日と保険料の納付日にはそごがある上、申立人の父親は既に亡くなっており当時の詳細な状況を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案1297

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年6月から55年3月まで

私は夫が死亡後、遺族年金を受給しながらパートで働いており、A市から集金に来たので国民年金保険料を支払った。国民年金の加入手続きはB駅前のA市役所で行い、3か月か4か月に一回4,000円余りの保険料を支払ったことは覚えている。最近時間ができたので社会保険事務所へ何度か行くうちに、若かった時の厚生年金保険の記録は少しずつ見付かっている。私の国民年金の記録も見付かってほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C県A市E区Fへ引っ越した後の昭和54年4月ごろ、国民年金の加入手続きをしたと述べているが、申立人は53年10月19日に遺族年金受給者として裁定されたことが確認でき、国民年金の任意加入被保険者となるため、申立期間の昭和53年6月にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1298

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 2 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 2 年 7 月まで

私は、会社を退職した後、平成元年 11 月から 2 年 7 月まで仕事をしながら、納入通知書により 1 か月ごとに、銀行や市役所窓口で国民年金保険料を支払っていたので、申立期間について未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 共済組合加入中の平成 9 年 1 月に基礎年金番号の払出しを受けており、それ以前に国民年金に加入している事情は見当たらない。

また、申立人は、平成 12 年 3 月に「第 1 号・第 3 号被保険者取得勸奨」の対象者として社会保険事務所が把握し、B 市に通知していることが確認でき、B 市の勸奨の結果、同年 1 月 16 日にさかのぼって国民年金に加入し、同年 4 月に保険料を納付したものと推認できる上、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、保険料の納付時期、場所及び金額等についての申立人の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>で納付状況は不明である上、申立期間についての保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 52 年 7 月から 54 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 7 月から 54 年 12 月まで

昭和 36 年 4 月に国民年金に任意加入して以来、60 歳に達するまで国民年金保険料を完納したはずである。社会保険事務所の記録では 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 52 年 7 月から 54 年 12 月までの期間国民年金保険料の納付記録が無いとされているが、付加保険料を含め納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 3 月以降に国民年金手帳記号番号が払い出され、同年に過去の未納分を特例納付している。社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳によると、57 年 11 月 8 日付けで、申立期間が未納であることを前提として、申立人が国民年金受給資格を満たせるよう積極的に国民年金保険料の納付を勧奨している記載が確認できる。

また、A 町役場保管の検認報告書においても、申立期間が未納と記載されており、社会保険庁の記録と一致しており、記録内容等に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案1300

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年3月まで

申立期間の保険料は、引っ越しや出産のために納め忘れていたが、昭和41年にA町に転入した後、町役場でさかのぼって納付できることを知り、6か月分位ずつ分納したことを覚えているので、未納となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年にA町に転入した後に、保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない上、前居住地を管轄するB社会保険事務所（現C社会保険事務所）の国民年金被保険者台帳では、申立期間中の昭和38年度の保険料は「時効消滅」とゴム印が押され、39年度は空白となっていることが確認できる。

また、申立人は、昭和41年にA町で昭和39年度及び40年度の保険料を過年度納付したことが確認できるが、申立期間についての納付記録は無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 672

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月及び同年5月

私は、A社に昭和20年4月から同年9月まで勤務しておりましたが、同年4月及び5月の2か月間の記録が存在しません。それ以降の記録は存在するのに、この2か月間だけ記録が消えてしまっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答によると、申立人が申立期間中も厚生年金保険の適用事業所であるA社に勤務していたと推測されるとしているが、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和20年6月1日に被保険者の資格を取得した記録となっている。そして、事業主は、保存していた昭和28年以前の社会保険関係の書類は、災害により滅失しているため、申立期間の資格取得届を申立てどおりに行ったかは不明、厚生年金保険料を社会保険事務所に納付したかも不明と回答している。

また、申立人が述べている同僚及び申立人と同時期に厚生年金保険被保険者となっている4人についても連絡が取れず、当時の状況について証言を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを認めることができる給与明細書等の関連資料及び周辺事情が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 673

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 52 年 3 月まで

私の主人は、昭和 52 年 4 月に A 社という会社を興しました。その前に B 社に 47 年 7 月から 52 年 3 月ごろまで勤務し、厚生年金に加入していたはずなので調査してください。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が昭和 51 年 3 月 21 日から 52 年 3 月 31 日まで B 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、同社は昭和 63 年 5 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていないので、申立人は、厚生年金保険の被保険者にはなり得なかったことになる。

また、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、同社は、平成 5 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、事業主等から、申立人に対する厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を認めることができる関連資料や証言を得ることはできない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 47 年 7 月から国民年金の被保険者資格を取得していることが認められ、51 年 4 月からは国民年金保険料の納付済期間となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 9 月まで  
社会保険事務所に年金記録の照会をしたところ、昭和 45 年 10 月から A 社において厚生年金保険に加入したことになっているが、実際には、45 年 1 月から入社しており、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは認められるが、勤務していた期間についてまでの証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和 45 年 10 月 1 日に資格取得したと記録されている上に、申立期間において健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の名前も無い。

さらに、当該事業所は、昭和 55 年 7 月 1 日に全喪事業所となっており、申立期間当時の人事記録等の関連資料は存在せず、当時の勤務実態が不明である。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月21日から35年12月25日まで

私は、昭和33年3月21日から35年12月25日まで、A（地名）に本社のあるB社のC支店に当たるD社に勤めていたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C支店は従業員が3人だったが、A（地名）の本社には20人程度の従業員がおり、本社で厚生年金保険に加入していたと思うので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間においてD社に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定できるまでの証言は得られなかった。

また、社会保険事務所の記録では、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、申立人も「D社は従業員が3人であった。」としていることから、当該事業所は、厚生年金保険の非適用事業所であったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、上記元同僚の証言から、本社のB社はE市にあったことが判明し当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和33年5月1日から35年12月25日までの期間に資格取得した21人について調査したが、健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、上述の同僚は、B社において昭和35年7月に被保険者資格を取得しているが、このことについて、その当該同僚は、「同社において被保険

者資格を取得した時期にはE（地名）の本社に戻っていたと思う」と供述しており、F（地名）のD社に勤務していた時期の被保険者記録は無い。

さらに、B社は、昭和35年11月18日にG社と名称変更した後、39年5月26日に全喪しており、申立期間当時の人事記録等の関連資料は存在せず、当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 10 日から 37 年 4 月 13 日まで  
② 昭和 37 年 7 月 5 日から 42 年 12 月 21 日まで  
③ 昭和 42 年 12 月 21 日から 45 年 7 月 30 日まで  
④ 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 7 月 26 日まで

私は、申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答を A 社会保険事務所から受けたが、最終勤務先の B 社において退職金及び脱退手当金の説明は一切受けておらず、脱退手当金も受け取っていないので、再度確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が押印されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給されるまでのすべての事業所の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されており、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 9 月 27 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 15 日から 44 年 8 月 20 日まで  
② 昭和 46 年 8 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 1 月 31 日まで

私は、脱退手当金支払済みとの通知を受け取りましたが、脱退手当金を受領していません。このためA社会保険事務所などで調べてもらい、私が提出した裁定請求書のコピーを送ってもらいましたが、そこには、昭和 50 年 5 月 24 日送金済みとのゴム印があるだけでした。そこで、送金したとされるB銀行C支店に確認してもらいましたが、記録はありませんと言われました。このことについて、A社会保険事務所に相談したところ、古いことなのでわからないとの回答でした。

私は、脱退手当金の請求をした記録だけが残っていて、受領したという証明がないのに、脱退手当金を受領したと言われても納得できません。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、かつて申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記されているところ、申立人は、筆跡からみて自ら記載し、捺印したものと認めていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 50 年 5 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 42 年 12 月まで

私は、昭和 41 年 5 月から A 社に入社し、42 年 12 月に退社したが、この期間が、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと B 社会保険事務所より回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた複数の同僚が、申立期間において A 社で申立人と一緒に勤務していたと述べていることから、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険庁の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、及び申立人の同僚の妻は、「当該事業所が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではないことから、子どものために国民健康保険に加入するとともに、国民年金にも加入した。」と述べており、当該同僚並びにその妻は、昭和 41 年 5 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた同僚全員が、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者でなかったことが社会保険庁の記録から確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 29 日から 40 年 3 月 11 日まで  
私は退職後すぐに妊娠し、激しいつわりが出産まで続いたため、退職後は会社に行ったことがなく、また送金を受けたこともない。しかし、A 社会保険事務所において、昭和 40 年 8 月 3 日に脱退手当金を受け取っているとされた。私は、脱退手当金を受け取った記憶がないので、再調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の氏名が記載されているページとその前後 3 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年の前後約 2 年に資格喪失した者 6 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、3 人が資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた 1 人は、「脱退手当金の手続は会社が代理請求していた。また、脱退手当金は会社から受け取った。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主が申立人の委任に基づき代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 8 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年夏から34年4月15日まで  
② 昭和34年9月20日から36年3月まで

私は、昭和32年夏から36年3月までA市のB社に勤務していました。社会保険事務所に厚生年金保険加入期間照会申出書を提出したところ、勤務した期間のうち34年4月15日から同年9月20日までの5か月が加入期間であるとの回答であったが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立内容及び同僚の証言から、申立人がB社において勤務していた期間を特定することはできないものの、同社における厚生年金保険加入期間の資格取得日以前、及び資格喪失日以降も勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が資格取得した昭和34年4月15日までの健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人が申立期間①において被保険者であったとする記録は確認できないほか、同名簿には申立人が34年9月20日に資格を喪失した際に、申立人が健康保険証を返還した記録と思われる「34.9.25 証受理」と記載されていることが確認できる。

また、同僚の証言によると、申立期間当時、B社の女性従業員は、事務職員一人以外はすべて加工担当の職員であると供述しているところ、上記被保険者名簿において申立期間②の期間中、同社で厚生年金保険の加入期間のある女性従業員は事務職員一人だけであり、それまで加入していた加工担当の職員であると思われる女性従業員は申立人を含め全員が何らかの理由により、昭和34年9月20日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月20日から6年4月15日まで

私は、平成5年4月20日から6年4月15日まで、A社に勤務していました。当時の給与明細書はありませんが、厚生年金保険料、健康保険料、所得税及び雇用保険料を合わせて控除され、給与の支払いを受けていました。私自身二人の子供を養育しており、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険は重要でしたので、加入しているとの回答を聞いて働きました。調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶していた同僚4人のうち、3人については当該事業所での厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

また、事業主の所在が不明のため厚生年金保険に関する届出等について確認できない上、当該同僚のうち残りの一人については、既に亡くなっており、供述を得ることができない。

さらに、申立人は、平成4年4月1日から8年3月2日までの期間においてB市の国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 1 日まで

私は、中学卒業直後の昭和 28 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 31 日まで、A 社 B 支店に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、28 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 1 日までの 13 か月間が未加入になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の A 社 B 支店の事業主及び同僚は、いずれも死亡しており、当該期間に係る申立人の勤務実態について聴取することができない。

また、A 社 B 支店の本社である A 社は、当該支店が申立人の申立てどおりに厚生年金保険の資格取得の届出及び保険料の納付を行ったことについては、当時の厚生年金保険関係資料が無い上、当時の担当者が死亡しているため不明である旨回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿において申立人の資格取得日は、昭和 29 年 5 月 1 日と記載されている上、一連の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことをうかがわせる給与明細書等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月から同年 8 月 21 日まで

私は、昭和33年6月からA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は同年8月からとなっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和33年8月21日となっており、社会保険事務所の被保険者名簿の記載とも一致する。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態を供述し得る同僚等もおらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から 42 年 11 月 1 日まで

私は、昭和40年1月から42年10月末日まで、A区BにあったC社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっておらず、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、C社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、D法務局は昭和60年以前に閉鎖された法人の登記簿を破棄していること、及び当該事業所が昭和42年中に倒産していることから、事業主の所在を確認することはできず、申立人も、事業主及び同僚の連絡先を承知していないため、申立期間当時の状況が不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月から 31 年 11 月 1 日まで  
私は、昭和29年5月からA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の記録が31年11月1日からとなっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和31年11月1日より以前にA社に勤務していたことは、同事業所の回答及び申立人が次に勤務した会社の従業員名簿から推認できるものの、同事業所は、昭和34年以前の人事記録を保存しておらず、申立期間における申立人の雇用形態及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、申立人は、申立人と同日で厚生年金保険の資格取得している同僚二人について、それ以前から勤務していた旨供述しており、当該事業所では、雇用者全員を採用と同時に厚生年金保険の加入対象としていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで  
私は、申立期間に、A区BのC社に住み込みで勤務していたが、年金記録によると、この期間が抜けているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が供述しているC社の事業主及び複数の元同僚の名前が同事業所の被保険者台帳により確認できることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは昭和38年6月1日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当該事業所は平成13年10月1日には解散により全喪となっている上、事業主及びその息子(元同僚の一人)は既に死亡しており、同僚の連絡先も不明であることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 10 日から 56 年 7 月 1 日まで  
私は、昭和51年5月10日から56年6月末まで、A社に勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主、元同僚及び事業所の経理を指導していた事業主の友人の供述により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間当時、A社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合における当該事業所に係る申立人の加入記録は無い上、社会保険庁の国民年金被保険者記録により、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、このうち昭和51年5月から52年3月までの期間は保険料を納付済みであり、56年4月から同年6月までの期間は申請免除となっていることが確認できる。

また、事業主は、申立人に係る一切の関連資料は無いと回答しており、ほかに申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。